

Title	Gian Paolo Romano, Le dilemme du renvoi en droit international privé : la thèse, l'antithèse et la recherche d'une synthèse
Sub Title	
Author	北澤, 安紀(Kitazawa, Aki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2021
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.94, No.10 (2021. 10) ,p.87- 98
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20211028-0087">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20211028-0087</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 紹介と批評

Gian Paolo Romano,

### *Le dilemme du renvoi en droit international privé: La thèse, l'antithèse et la recherche d'une synthèse*

#### 一 はじめに

二〇一四年、ジャン パオロ・ロマーノ『国際私法における反致のジレンマ・テーゼ及びアンチテーゼ、並びにジレンマの研究』<sup>(1)</sup>（以下、本書という）が刊行された。本書は、著者がサンクト・ガレン大学に提出した博士学位論文を改訂し、本として世に出したものである。

反致 (renvoi) とは、広義では、法廷地の抵触規則が指定した準拠法所属国の抵触規則が法廷地法または第三国法を準拠法として指定しているときに、その準拠法所属国の抵触規則の立場を考慮し、法廷地法または第三国法を準拠法とすることをいう。反致は、各国の抵触規則の内容が同

一ではないことから生ずる不都合を除去し、関係国間での準拠法の一致という意味での国際的な判決調和を実現するための制度と伝統的には解されてきた。反致は、国際私法の分野における古典的な論点であり、諸国の国際私法上の反致を認めるべきか否かについては長きにわたり議論が展開されてきた。反致に関する諸国の立法例の立場も反致を認めるものから認めないものまで様々であり、また、理論上も、反致の肯定論と否定論とが対立し、その正当化根拠を巡る論争には未だ決着が付かず、今日でも議論は尽きない。

近時、諸外国においては、国際私法上の反致に関する研究業績が相次いで公表されている<sup>(2)</sup>。それらの論考の多くは、反致の理論的・実際の根拠について扱うものである。また、EUでは、二〇一二年七月四日に、「相統事件における管轄、準拠法、裁判の承認及び執行、公文書の受領及び執行、並びに欧州相統証明書の導入に関する二〇一二年七月四日の欧州議会・理事会規則（以下、EU相統規則という<sup>(3)</sup>）」が採択され、同年八月一六日から施行されているが、このEUの統一規則である、EU相統規則三四条に反致規定が設けられていることから、反致の是非やその国際私法上の位置付けについて理論的に再検討を行う論考も出てきてい

る。<sup>(5)</sup> 本書は、これまで反致に関する十分に説得力のある理論的な正当化根拠が必ずしも示されてはこなかった状況の中で、その根拠付けに正面から挑戦した意欲的な研究業績であり、すでに欧州内で本書に関する複数の書評が出ていることから見ても、非常に注目されている文献である。<sup>(6)</sup> 本書の特徴は、反致を認めるべきか否か、その正当化根拠は何かについて議論してきた従来の反致論のうち、反致肯定論を反致に対するテーゼ、反致否定論を反致に対するアンチテーゼと位置付け、そのような古典的な反致論ではなく、テーゼとアンチテーゼを統合する形でジンテーゼという、反致の新たな正当化根拠を提示しようとしたことにあり、これまでの反致論に一石を投じるものである。

## 二 著者略歴

本書の著者、ジャン・パオロ・ロマーノ教授は、二〇一五年二月一日よりジュネーブ大学法学部正教授を務めており、同大学で国際民事訴訟法や国際私法、比較法等を講じているほか、子供の国際的保護に関するセミナーを担当している。二〇一〇年九月から二〇一五年一月まで、著者は同学部の准教授であった。著者はまた、二〇一〇年よりパリ第二大学 (Pantheon-Assas) の客員教授を務めている

ほか、二〇〇七年から二〇一〇年までは、ローザンヌ大学で講師を務めた。二〇〇七年四月には中央大学法科大学院の客員研究員として来日している。

二〇〇九年二月以来、著者は、サンクト・ガレン大学の私講師 (Privatdozent) である。著者は、*Le dilemme du renvoi en droit international privé : la thèse, l'antithèse et la recherche d'une synthèse* と題する論文により、国際私法、国際民事訴訟法、比較法分野における大学教授資格 (*venia legendi*) を同大学で取得した。二〇〇五年四月、著者は、パリ第二大学とバドヴァ大学の二大学間の仏伊博士課程プログラム (un programme doctoral franco-italien) の一環として執筆した *L'unilateralismo nel diritto internazionale privato moderno* に関する学位論文により、パリ第二大学の法学博士とバドヴァ大学の研究博士 (Dottore di ricerca) のダブルディグリーを取得した (著者は、試験委員会の祝辞を伴う「秀」評価 (*très bien avec les félicitations du jury*) を得ている)。

二〇〇二年から二〇一〇年まで、著者は、ローザンヌ市にあるスイス国立比較法研究所 (ISDC: Institut suisse de droit comparé) において、国際私法及びイタリア法に関する共同研究者として勤務し、二〇〇七年から二〇一〇年

までは、同研究所の国際私法部門の責任者の地位にあった。今日でも、著者は、同研究所の外部共同研究者を務めている。また、二〇一〇年から、著者は、ローザンヌ大学のAndrea Bonomi教授と共に、スイス国際私法年報(Yearbook of Private International Law)の編集責任者を務めており、スイスの国際私法学界を牽引する研究者の一人として精力的に活動している。

著者は、一九九九年から二〇〇二年まで、Gianni Origoni, Grippo & Partnersのミラノ事務所、Freshfields Bruckhaus Deringerのブリュッセル事務所、Linkaters & Allianceのロンドン事務所で、弁護士としての訓練を受けた。著者は、商法、競争法、ビジネス法全般を担当していた。著者は、二〇〇二年一月からイタリアの弁護士として働いている。国際私法の専門家として、著者は、スイスと外国の法律事務所から、スイスと外国の国際私法、イタリア法、比較法の相談を求められることがよくあるとのことである。

### 三 構成と概要

まず、本書全体の概要について述べるならば、本書は、序論、第一部「テーゼ及びアンチテーゼ、並びにジンテー

ゼの研究」、第二部「ジンテーゼ及び実定法」、ジンテーゼから成る、七三八頁にわたる大著である。各部及び各編の構成は、以下の通りである。

#### 序論

第一部 テーゼ及びアンチテーゼ、並びにジンテーゼの研究

第一編 テーゼ及びアンチテーゼ

第二編 ジンテーゼの研究

第二部 ジンテーゼ及び実定法

第一編 ジンテーゼの立法的解決との適合性

第二編 ジンテーゼの司法的解決との適合性

ジンテーゼ

国際私法総論における反致のメカニズムについて検討する際に、従来の反致論は、反致を認めるべきか否か、また、その正当化根拠が何であるのかについて、論じてきたものが多かった。しかし、これまでの反致の是非を巡る議論の到達点としての反致肯定論(著者はこれをアンチテーゼと名付ける)と反致否定論(著者はこれをアンチテーゼと名付ける)のような二者択一の議論は、確かに一定の成果をもた

らしたものの、著者にとって決して満足の行くものではなく、そのような議論にはもはや進展がないことを本書は読者に印象付ける。本書の独創性の一つは、著者が、反致論に取り組むに際して、テーゼ、アンチテーゼ、ジントーゼという、著者曰く「三位一体のプリズム」(本書七頁)を用いて、そのプリズムの反射光をジントーゼという、抵触法理論への反致の新たな位置付けすなわち、正当化根拠の検討に集約させる方法を採用した点にある。まず、「テーゼ及びアンチテーゼ、並びにジントーゼの研究」と題する第一部において、著者は、三位一体のプリズムの構成部分である従来のテーゼ及びアンチテーゼの議論を示した上で、著者が主張するジントーゼを読者に提示する。次に、「ジントーゼ及び実定法」と題する第二部において、著者は、自らが主張するジントーゼが諸国の実定法上どの程度採用されているのかを検証し、ジントーゼは実定法上大きな地位を占めていると結論付ける。

序論において、著者は、まず、本書で用いられるテーゼ、アンチテーゼ、ジントーゼの概念について説明した上で、本書の目的を示し、研究対象となる反致の事例の正確な定義付けを行っている。著者によれば、本書の目的は、反致に関する双方向的抵触規則を作り出すことにあるという(本

書八頁)。著者は、反致という問題が生じる根源が双方主義にある以上、反致規定もまた双方向的抵触規則の形式をとるべきであると主張する。そして、後述するように、そのような反致の双方向的抵触規則を設ける際の基準としては、国際私法上の「意思自治 (autonomie de la volonté) の原則」と「近接性 (proximité) の原則」が鍵になるといふ。

次に、著者は、研究対象となる反致の事例について、次の五つの基準を用いて、その範囲を限定する(本書九頁以下)。すなわち、著者が研究対象とするのは、①第一段階の反致(狭義の反致)であること、②サヴィニー型といわれる、予め決められた単一の連結点を持つ二つの抵触規則の衝突が引き起こす「古典的な」反致であること、③国家機関の介入を必要としない、その発生が訴訟当事者の行為や事実から直接生じる個人間の関係であること、④以下の三つの条件が充たされる状況であること。すなわち、反致に關係する二つの国の抵触規則が相手国の法を準拠法として指定し、關係する二つの国が自国の裁判所に直接管轄を付与していること、それぞれの国が相手国の裁判所の間接管轄を間接管轄条項により認めていること、二つの国家のいずれも、抵触規則の連結点の相違というだけの理由で相手国の判決の承認を拒絶したりしないことである。⑤關係

する二つの国の法律の内容が明らかに異なるのみならず、また、当事者が各々の法律を根拠に下されるであろう判決の内容を予測しうるために、適度にアクセス可能な状況であること、である。また、これら五つの基準に加えて、反致の検討を行う事項的な適用範囲に関して、著者は、相続及び不法行為の二つの事項に限るといふ選択を行った。

第一部「テーゼ及びアンチテーゼ、並びにジンテーゼの研究」は、第一編「テーゼ及びアンチテーゼ」、第二編「ジンテーゼの研究」から構成されている。第一編において、著者は、Phocion Francescakis 教授がその著作において反致肯定論の根拠を検討する際に用いた有名な三つの分類基準<sup>(7)</sup>、すなわち、論理的根拠（抵触規則の性質等）、法的根拠（棄権説等）、実際の根拠（国際的判決調和、法廷地法の適用範囲の拡大等）という基準に従い、これまで主張されてきたテーゼ（反致肯定論）について示し、それに対する反論としてのアンチテーゼ（反致否定論）を提示する。

続く第二編において、著者は、ジンテーゼの探究を始めるが、まずその考察の出発点としての著者の基本的な考え方を示そうとする。この部分は特に著者の研究の独創性を示している箇所である。著者は、観察の視点を訴訟よりも

前の段階に置くべきであるとし、視点の非司法化 (déjudiciarisation)<sup>(8)</sup> を強調する（本書四六頁以下）。著者は、従来の反致をめぐる議論に欠けているのは、利害関係人である当事者が、原則として訴訟開始前または訴訟とは別に、善意で、準拠法を知るべき共通の利益を有するといふ視点だとし、国際的な解決の調和 (Harmonie des solutions) の意味を通常はこの段階で考えるべきであることを主張する（本書四七頁）。著者によれば、訴訟は、それ自体、調和と対極にあり、むしろ不調和を想起させる。そして、抵触規則が解決の調和を追求するかぎりにおいて、抵触規則が果たすべき特に重要な役割が訴訟の予防にあることを考慮しなければならないという。換言すれば、抵触規則の第一の機能は、「反訴訟的 (anti-contentieuse)」、反司法的 (anti-judiciaire)」、非紛争的 (déconflictualisatrice)」、国際的な人的関係の円滑化 (facilitatrice des relations humaines internationales)』であるとするのである（本書四八頁）。このような視点が筆者の反致論の出発点を成している。

次に、著者は、反致に関する双方的抵触規則を作り出すことを主張する。著者によれば、本書の研究対象である狭義の反致を念頭に置いた場合、関係する二つの国は、その

問題を解決することに共に関心がある。各々の国は、一方主義的な観点ではなく、複数の国が関係しているという観点から位置付けられねばならない。そして、著者は、そのことが、反致に関する抵触規則の構造が双方主義的でなければならぬ理由であるとする。反致に関する抵触規則を設ける際の解決の基準を各国は自由に選択しうる。しかし、選択された基準は、二国間の相対立する抵触規則との関係では中立的であるべきだし、それらの抵触規則の衝突を解決するためには、それらの抵触規則に優先するものでなければならぬ。このような考え方に立脚し、著者は、「意思自治の原則」、及び、意思が示されていなければ、分配的正義 (justice distributive) という考え方の現れとしての「近接性 (proximie) の原則」という、二つの基準に基づき反致の双方向的抵触規則を設けることを提案するに至る。既に他の書評でも指摘されているように、本書の重要な学問的貢献の一つは、反致の抵触規則のもとで、意思自治の原則と近接性 (proximie) の原則という、国際私法の二つの一般原則の補完性を明らかにしたことである<sup>9)</sup>とされる。

著者はまた、本書の第二編第二章第一節において、国際私法を立法するに際しこのような反致の双方向的抵触規則が

設けられる場合を想定して、スイスを例にとり、二つの条草案の形でこのルールを示そうとする (本書二二二頁)。第一の条文草案は、「法律の抵触に関するスイスの規則によつて指定された国の抵触規則がスイス法を指定する場合に、仮に当事者がその適用について合意しているか、または、そのような適用が当事者の期待により合致したものである」という事情に由来するものならば、スイス法が適用される。仮に当事者が外国法の適用について合意しているか、または、その法の適用が当事者の期待により合致したものである」という事情に由来するものならば、外国法が適用される。」である。この意思自治の原則に基づく第一の条文草案は、次のような近接性 (proximie) の原則に基づく第二の条文草案によつて補完される。第二の条文草案は、「法律の抵触に関するスイスの規則によつて指定された国の抵触規則が、スイス法を指定するならば、問題となつてい個人間の関係に関連する全ての要素を考慮して、その関係がスイスに連結されることがより明らかであり、かつ、指定された外国に連結されることがあまり明らかではないことが明白であるときは、スイス法が適用される。反対の場合には、外国の法律が適用される。」である。

第二部「ジンテーゼ及び実定法」は、第一編「ジンテー

ゼの立法的解決との適合性」、第二編「ジンテーゼの司法的解決との適合性」から構成されている。

この第二部において、著者は、自らが提案したジンテーゼの要素がすでに実定法上どの程度まで援用されているのかを検証する。比較国際私法の範囲は多岐にわたる。まず、第一編で、著者はジンテーゼを諸国の国際私法立法、すなわち、ドイツ、スイス、ベルギー、イタリア、スペイン、メキシコの立法例、EU規則等と対比する。著者が示した条文草案そのものを明文化した立法例こそはないものの、著者が提案するジンテーゼが諸国の国際私法の法典の字句とその精神と両立可能であることを著者は確認する。そして、それらの国際私法立法は、原則として、伝統的な反致肯定論及び反致否定論という極端な二つの立場のいずれかに立脚するのではなく、両者の中間の立場を採用しているとする。続く第二編において、著者は、ジンテーゼを諸国の判例、すなわち、相続事案については、フランス、英国、米国、ドイツ、スペインの判例と、不法行為事案については、フランス、ベルギー、ドイツ、米国、オーストラリア等の判例と対比させる。ここでは、既知の重要判例の検討に加え、これまであまり注目されていなかった判決ではあるが、ジンテーゼの観点からみれば十分に説明可能なもの

までが取り上げられ、著者によって再評価されている。これらの検討ののち、著者は、ジンテーゼの要素が、比較国際私法において大きな位置を占めていると結論付ける。

この第二部の後、本書は、筆者の見解を総括した非常に詳細な「ジンテーゼ」によって締め括られる。

#### 四 評価

著者によれば、本書の目的は、反致に関する双方向的抵触規則を作り出すことにある。反致の問題は双方主義的な抵触規則に起因する。反致という問題が生じる根源がそのような双方主義にある以上、反致規定は双方向的抵触規則の形をとるべきであるというのがジンテーゼにおける著者の主張である。反致が、伝統的には、双方向的抵触規則に基づく国際私法の大系の中で一方主義的な要素を持つものとして捉えられてきたことを思い起こすならば、反致の双方向的抵触規則を設けるという著者が追求する目的には強い独創性を感じられる<sup>10)</sup>。

抵触規則の消極的抵触が生じる際に、従来の反致論は、法廷地抵触規則から出発し、準拠法所属国たる外国の抵触規則を考慮すべきか否かを問題とするものであった。しかし、著者は、抵触規則の消極的抵触が生じる際には、従来



の狭義の反致のように、準拠法所属国の抵触規則の立場をただちに考慮するのではなく、一定の基準を用いて、法廷地抵触規則が指定した準拠実質法を適用するのかが、準拠法所属国たる外国の抵触規則が指定した法廷地実質法を適用するのかが選択するという視点に立つ。このように抵触規則の消極的抵触が生じる場面で、法廷地抵触規則の立場と準拠法所属国の抵触規則の立場のいずれを考慮するのかを検討し、その判断基準を双方的抵触規則の形で示すという著者の立場は非常に興味深い。

ところで、著者は、本書の検討対象の範囲を、狭義の反致や単一の連結点を採用する抵触規則の消極的抵触から生じる反致に限る等、予めかなり厳格に絞ろうとしている。このような検討対象の範囲の画定に対しては、既に他の書評においても疑問が示されているところである。<sup>〔1〕</sup>既に指摘されている通り、このような画定によって、研究の範囲が著しく制限されたものとなる可能性がある。反致には、狭義の反致以外にも、転致（再致）や間接反致、二重反致等、様々な種類があるが、それらは本書の検討の対象外である。また単一の連結点をもつ抵触規則以外にも、今日では様々な連結方法を採用する抵触規則が諸国の国際私法上設けられていることからすれば、単一の連結点をもつ抵触規則の

みを検討の対象とすることにより、考察の範囲がかなり限られてくることになる。また、既に指摘されている通り、反致の検討対象となる事項を相続と不法行為に限定したことにより、反致が、伝統的に、諸国の国際私法における属人法の決定基準としての本国法主義と住所地法主義の対立の緩和のために用いられてきたという点も検討の対象からは外されている。確かに、著者は反致という恐ろしく複雑な問題に取り組まざるを得ず、そのために検討対象の範囲を予め限定したことは理解できるが、著者による分析が緻密であればあるほど、本書では検討対象とはならなかった問題についても取り扱って欲しかったとの思いを抱かずにはいられない。

著者は、ジンテーゼとして、意思自治の原則、及び、意思が示されていなければ、近接性（proximite）の原則という、二つの基準に基づく反致の双方的抵触規則を設けることを提案している。すなわち、具体的には、次のようなルールである。第一に、①法廷地の抵触規則が指定した準拠法所属国の抵触規則が法廷地法を準拠法として指定しているときに、当事者が法廷地法の適用に合意しているか、または法廷地法の適用が当事者の期待に合致している事情がある場合には、その準拠法所属国の抵触規則の立場を考

慮し、法廷地法が指定される。また、当事者が準拠法所属国法である外国法の適用に合意しているか、またはその外国法の適用が当事者の期待に合致している事情がある場合には、外国法が指定される。この第一のルールは次の第二のルールによって補充される。すなわち、②法廷地の抵触規則が指定した準拠法所属国の抵触規則が法廷地法を準拠法として指定しているときに、問題となつて個人間の関係に関連する全ての要素を考慮して、その関係が法廷地との関連性が高く、指定された外国との関連性が低い場合には、法廷地法が指定される。反対の場合、すなわち、

法廷地の抵触規則が指定した準拠法所属国の抵触規則が法廷地法を準拠法として指定しているときに、問題となつて個人間の関係に関連する全ての要素を考慮して、その関係が指定された外国との関連性が高く、法廷地との関連性が低い場合には、外国法が指定される。

このように反致に関する双方向的抵触規則を設ける際に、第一に意思自治の原則を、第二に近接性 (proximite) の原則を基準として準拠法を決定することについてであるが、法廷地の抵触規則と準拠法所属国たる外国の抵触規則のいずれの指定を優先するかについて、意思自治の原則や近接性 (proximite) の原則を、換言すれば、当事者自治の原則

や最密接関係地法適用の原則を基準にすることは、非常に興味を惹かれる点である。

欧州では、当事者自治の原則は、契約や不法行為の分野で用いられてきたが、国際親族法・相続法の分野でも広く用いられるようになってきている<sup>12)</sup>。そのような当事者自治の原則の拡大の動きを反致規定に持ち込むことは、何よりも、反致が従来果たしてきた国際的判決調和の実現とは別の役割を反致規定に持たせることになるため、その根拠をめぐり今後さらなる議論が必要となるであろうし、事案によっては反致規定のもとで国際的判決調和よりも当事者自治の原則の方が優先されることになるため、両者の関係についてより理論的な説明が必要となる。

また、著者が反致の双方向的抵触規則を設ける際に、当事者自治の原則に続く副次的な基準として用いている最密接関係地法適用の原則についてであるが、この基準を用いることによって、従来は分けて考えられてきた国際的判決調和の理念と最密接関係地法適用の原則が反致規定のもとで交錯することになる。事案によっては国際的判決調和よりも最密接関係地法適用の原則の方が優先される場合もあるため、このように反致を最密接関係地法の適用のために用いる発想については、反致の根拠との関係でも、例外条項

との関係でも、さらなる検討が必要であろう。<sup>(13)</sup>

## 五 おわりに

かつて Alfred E. von Overbeck 教授は、反致は公序と並んで国際私法の象徴または旗手になったと表現したが、<sup>(14)</sup>反致は国際私法総論の古典的な論点であり、古今東西の国際私法学者が論じ、立法側や判例も多く、渉猟すべき膨大な数の文献を前にして、疎然として佇んでしまうほど、正面からこの問題に取り組もうとするのには大変勇気のいる問題である。しかし、著者は正攻法でこの問題に向き合っている。引用されている文献の量は膨大であり、著者による比較法の範囲は大変広範囲なものである。それは類い希なる著者の言語能力に負うところが大きい。加えて、著者による分析の緻密さと論証の細かさには敬意を表するしかない。

著者のジンテーゼについては賛否両論があろうが、本書が反致論を一步前進させた重要な労作であることは疑いがない。記述は難解ではあるが、著者の主張は明瞭であり、その主張を読者に理解させるための工夫が随所に見られることや、論証に際して数多くの具体例が挙げられていることも本書の特徴である。

\* 本稿は、慶應義塾学事振興資金（二〇二〇年度大学特別研究期間制度適用者に対する特別研究費補助）による成果の一部である。

(1) Gian Paolo Romano, *Le dilemme du renvoi en droit international privé: La thèse, l'antithèse et la recherche d'une synthèse*, Schulthess Médias Juridiques SA, 2014.

(2) 例え<sup>14</sup> Walid J. Kassir, *Réflexions sur le renvoi en droit international privé comparé: Contribution au dialogue des cultures juridiques nationales à l'aube du XXIème siècle*, Bruylant, Delta, L.G.D.J., 2002; Angelo Rec. des Cours, 2010, t. 352, p. 9 et suiv.; Eric Agostini, «Le mécanisme du renvoi», *Rev. cri.*, 2013, p. 545 et suiv.; Walid J. Kassir, *Le renvoi en droit international privé - technique de dialogue entre les cultures juridiques*, Rec. des Cours, 2015, t. 377, p. 9 et suiv.

(3) Regulation (EU) No 650/2012 of the European Parliament and of the Council of 4 July 2012 on jurisdiction, applicable law, recognition and enforcement of decisions and acceptance and enforcement of authentic instruments in matters of succession and on

- the creation of a European Certificate of Succession. OJ L 201. 2012, p. 107.
- (4) 日ロ相続規則三四条の反致規定について、Angelo Davi, «Article 34 Renvoi», in Alfonso - Luis Calvo Caravaca/ Angelo Davi/ Heinz - Peter Mansel, *The EU Succession Regulation: A Commentary*, Cambridge University Press, 2016, p. 469 et seq; Hadi Slim, «Le renvoi de l'article 34, paragraphe 1 (a), du Règlement UE n° 650/2012 relatif aux successions internationales», dans Marie - Elodie Ancel/ Louis d'Avout/ José Carlos Fernández Rozas/ Marie Goré/ Jean - Michel Jude, *Le droit a l'épreuve des siècles et des frontières. Mélanges en l'honneur du Professeur Bertrand Ancel*, 2018, p. 1461 et suiv.
- (5) Jan von Hein, «Renvoi in European Private International Law», in Stefan Leibler [ed.], *General Principles of European Private International Law*, Wolters Kluwer, 2016, p. 227 et seq.
- (9) 「この文献に関する書評」既述 Sabine Corneloup, «Livres. Le dilemme du renvoi en droit international privé. La thèse, l'antithèse et la recherche d'une synthèse, par Gian Paolo Romano, préface B. Ancel, Schulthess, 2014, 738 p.», *Rev. crit.*, 2016, p. 809 et suiv.
- José Antonio Tomás Ortiz de la Torre, «ROMANO, Gian Paolo. Le dilemme du renvoi en droit international privé. La thèse, l'antithèse et la recherche d'une synthèse. Université de Genève, Faculté de Droit, Préface Bertrand Ancel, Schulthess Médias Juridiques, S. A. Genève, 2015, XXVI más 738 págs.», *Revista electrónica de estudios internacionales*, número 30, 2015. ([www.reei.org](http://www.reei.org) の URL は http://doi.org/10.117103/reei.30.33 より) が公表されている。
- (7) Phocion Francescakis, *La théorie du renvoi et les conflits de systèmes en droit international privé*, 1958, p. 95 et suiv.
- (8) 非司法化 (déjudiciarisation) とは、「自主的紛争解決手続を志向する現代的関心を指す概念である。」とされる。ロイク・カティエ (出口雅久監訳) 橋本聡訳) 工藤敏隆訳) 「資料 フランス民事司法制度・民事訴訟法概論」立命館法学三四三号 (二〇一二年) 七九八 (二二四六) 頁以下を参照。
- (6) Sabine Corneloup, op. cit., p. 812.
- (10) 同述 Sabine Corneloup, op. cit., p. 810.
- (11) Sabine Corneloup, op. cit., p. 810 et suiv.
- (12) 例えば、中野俊一郎「国際親族・相続法における当事者自治の原則」神戸法学雑誌六五巻二号 (二〇一五年)

一頁以下を参照。

(13) なお、日本の国際私法における例外的事案の救済として、最密接関係地法を適用するために反致規定（法例二九条）を用いる解釈論として、石黒一憲『国際私法の解 釈論的構造』（東京大学出版会・一九八〇年）一頁以下を参照。

(14) Alfred E. von Overbeck, *Les questions générales du droit international privé à la lumière des codifications et projets récents*, Rec. des Cours, 1982, t. 176, p. 127.

北澤 安紀